

滋賀労働

Mother
Lake

滋賀県労働広報紙

628号
2013

最低賃金改正のお知らせ

滋賀県最低賃金 平成25年10月25日発効

時間額 **730** 円

各労働者の賃金は、次に掲げる賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- (4) 所定時間外、所定休日及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）

※特定の産業には産業別最低賃金が定められています。

<お問い合わせ先> 滋賀労働局 賃金室 TEL (077) 522-6654
 大津労働基準監督署 TEL (077) 522-6641
 彦根労働基準監督署 TEL (0749) 22-0654
 東近江労働基準監督署 TEL (0748) 22-0394

近畿府県	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
地域別最低賃金 (時間額)	773円	819円	761円	710円	701円

目次

- 表紙 最低賃金改正のお知らせ
 公募提案型起業支援事業の御案内
 P 2 「現代の名工」の受賞について
 「おうみの名工」の受賞について
 P 3 おうみ若者マイスターの認定について
 第3回おうみしごと体験フェスタ&
 滋賀県ものづくりフェア 2013 開催報告
 P 4 第51回技能五輪全国大会の入賞について
 第34回全国障害者技能競技大会の入賞について
 P 5 シルバー人材センターからのお知らせ
 P 6 障害者就職面接会について
 アピリンピック滋賀 2013 開催の御案内
 P 7 平成25年度 均等・両立推進企業表彰
 労働保険料等の口座振替納付について
 P 8 パワーハラスメント対策取組支援セミナー
 の御案内
 労働契約解説セミナー 2013 の御案内
 P 9 労働委員会だより
 P10 労働相談 Q&A「業務上のミスによる損害
 賠償責任について」
 P11 統計/資料 毎月勤労統計調査地方調査
 P12 しがふぁみ（滋賀県家庭教育協力企業協
 定制度）について
 淡海子育て応援団の御案内

公募提案型起業支援事業の企画提案を募集しています！

滋賀県では、地域経済を活性化するための新たなビジネスや地域・社会の課題を解決する事業など、新たに失業者を雇い入れて行う事業について、事業者のみなさんから広く提案を募集しています。

○応募資格

平成15年4月以降に起業された事業者の方で、起業時から県内に本社を有する方であること等が必要です。なお、起業には、新分野進出のために社内に新たな部門を設置し、実質的に起業と同等に見ることができると書類等により確認することができる場合を含みます。

○対象経費

新たに雇い入れる失業者に係る直接人件費のほか、委託事業費の2分の1以下の範囲内で、当該人件費以外の事業費も対象とすることができます。

○スケジュール

- 1月15日（水） 応募締切
- 2月上旬 審査・選考
- 2月中旬 結果通知・委託契約締結

○その他事業の詳細や応募方法等については、
滋賀県HPよりご確認ください。

物品購入・委託等入札公告一覧

検索

お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課就業支援室
 TEL 077-528-3758

平成25年度

卓越した技能者（現代の名工）の 厚生労働大臣表彰の受章について



島田 敏和さん（株式会社イシタ滋賀事業所）は、板金工として受章されました。

島田さんは、計量機器の板金加工に長年にわたり従事し、特にステンレスの薄板板金加工では卓越した知識・技能を有し、高難度な板金加工に対しても新技術や新たな加工手法を生み出しながら、生産性品質向上に努められています。

また、自らの経験、技能習得から学んだことを基に後継者、協力企業へも積極的に技術指導に取り組まれています。



宮路 正男さん（株式会社シンコーメタリコン）は、金型取付工（溶射）として受章されました。

宮路さんは、長年、鉄を錆から防ぐ目的で亜鉛やアルミニウム等を高温のガスで溶かして霧状にして吹き付ける防食溶射（技術）一筋に技能研鑽に努められ、主に国内の高速道路等の電光表示盤の約40%に溶射施工した実績を持っておられます。

現在は、若手中心に技能伝承の為の後進の指導育成活動にも積極的に取り組まれています。

平成25年度

「滋賀県技能者表彰（おうみの名工）」知事表彰の受賞について

現役の優秀な技能者を知事表彰することで、広く社会全般に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の地位と技能水準の向上を目的としています。

今年度は下記の10名の方が表彰されました。



▲11月7日表彰式（県公館）

平成25年度滋賀県技能者表彰（おうみの名工）被表彰者一覧

氏名	職種名	就業先・所属
おおにし あきひろ 大西 明弘	和ろうそく製造工	有限会社大興
かやくち さとし 栢口 智司	和生菓子製造工	大津菓子調進所 有限会社 鶴里堂
かわはら だ ゆういち 河原田 雄市	左官	河原田左官店
げん の よしあき 源野 義明	理容師	カットスタジオげんの
こんどう やすひろ 近藤 保広	金属工作機械工	パナソニック株式会社アプライアンス社
にしむら つとむ 西村 勉	木製建具製造工	中森建具株式会社
ふじの うんべい 藤野 雲平	毛筆製造工	攀桂堂 藤野雲平
みはら つねお 三原 恒夫	日本料理人	日本郵政株式会社 かんぽの宿彦根
やだ じっごう 矢田 実弘	仏壇蒔絵師	矢田蒔絵師店
やまだ しょういち 山田 彰一	機械修理工	ヤンマー株式会社小形エンジン事業本部

（敬称略・50音順）

平成25年度 「おうみ若者マイスター」の認定について

優秀な若い技能者を認定し、おうみ若者マイスターによる技能振興活動を行うことで、技能研さんへの意欲向上と技能尊重の気運醸成を目的としています。

今年度、新たに下記の4名の方が認定されました。



▲11月7日認定式（県公館）

平成25年度おうみ若者マイスター被認定者一覧

認定者名	職 種	勤務先
のせ 陽平 野瀬 陽平	金属手仕上工	パナソニック株式会社アプライアンス社
ほそみ 耕平 細見 耕平	旋 盤 工	三菱重工業株式会社工作機械事業本部
きょうの 祐馬 教野 祐馬	数値制御金属工作機械工	ヤンマー株式会社小形エンジン事業本部
つきだ のぶひと 築田 信仁	溶 射 工	株式会社シンコーメタリコン

(敬称略・認定順)

第3回 おうみしごと体験フェスタ & 滋賀県ものづくりフェア2013開催報告

平成25年11月16日（土）、17（日）の2日間、第3回おうみしごと体験フェスタ（主催：おうみしごと体験フェスタ実行委員会）と滋賀県ものづくりフェア2013（主催：厚生労働省、滋賀県技能振興コーナー）を米原市の滋賀県立文化産業交流会館および米原市米原公民館で開催しました。

プロの指導のもと、様々な種類のしごとを体験する「しごと体験教室」、ものづくりを体験できる「ものづくり体験教室」合わせて47種類の延べ217コースを開設し、小・中学生1,978人が参加しました。



第51回 技能五輪・アビリンピック2013 — 滋賀県代表選手の入賞について —

千葉県において、第51回技能五輪全国大会および第34回全国障害者技能競技大会（アビリンピック）が盛大に開催されました。両大会とも滋賀県代表選手が見事入賞を果たし、今後の活躍が期待されます。



▲11月5日 合同結団式（県公館）

○第51回技能五輪全国大会

本県からは5種目・8名の選手が出場し、下記のとおり3名の選手が見事入賞されました。

入賞順位	競技職種	氏名	所属
銅賞	造園	いわみ やすふみ 石見 康文	近江庭園株式会社
敢闘賞	電工	しぶくわ ゆうき 渋鋏 優貴	株式会社きんでん 滋賀支店
敢闘賞	日本料理	なかむら まさあき 中村 将章	長浜ロイヤルホテル

<敬称略>

○第34回全国障害者技能競技大会

本県からは9種目・9名の選手が出場し、下記のとおり2名の選手が見事入賞されました。

入賞順位	競技職種	氏名	所属
銅賞	ホームページ	うちだ こうすけ 内田 康介	特定非営利活動法人 アイ・コラボレーション
努力賞	製品パッキング	おくだ しんじ 奥田 真二	株式会社クレール

<敬称略>

すべての勤労者の**笑顔**のために



ろうきんは、はたらく人の夢と共感を創造する
共同組織の福祉金融機関です

上を向いていこう。
はたらくみんなの
金融機関、
近畿ろうきん。



<http://www.rokin.or.jp>

お客様センター  0120-191-968

月曜～金曜 9:00～18:00（土曜・日曜・祝日、12月31日～1月3日は除く）

広告



高齢者の 豊かな知恵と経験を活かせる 場を提供！

☆退職予定者のみなさん！お待ちしております・・

☆軽易な作業・・ お任せください！

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会及び各市町シルバー人材センターでは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者への生きがい就労支援を展開しています。

原則、60歳以上の定年退職をされた方々その他高齢退職をされた方々の希望に応じ、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務を提供することにより、企業等を退職された方々の知恵と経験を活かした就業の場をご紹介します。

もちろん、高齢者の方々ですので、危険・有害な作業は引き受けておりません。また、収益を目的としない公益社団法人として、シルバー事業の推進を行っており、安心して会員登録ができます。さらに、業務発注についても様々な軽作業を時間単位で効率的にお任せいただけます。

同時に、シルバー事業の推進は、高齢者の健康維持効果が期待され、今日的課題であります医療費や介護事業費の削減にもつながるものと思われまます。

退職予定者のみなさん！ぜひ一度あなたのまちの「シルバー人材センター」をお訪ねください。

また、ちょっとした軽易な作業等の発注は、「シルバー人材センター」へご相談ください。

お問い合わせ先

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会

大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階

TEL：077-525-4128 FAX：077-527-9490

E-mail：shigapref@sjc.ne.jp ・ <http://www.sjc.ne.jp/shigapref>

住まいのことなら何でもご相談ください

広告



滋賀県勤労者住宅生活協同組合は、
安心と信頼が違います。
おかげ様で45周年を迎えることができました。

1. 分譲地の開発
2. 分譲地の販売
3. 建物のプランから建築まで
4. 不動産の仲介
5. リフォーム&サポート

滋賀県知事(12)第631号



滋賀県勤労者住宅生活協同組合

TEL.077-524-2800 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 <http://www.shiga-jutaku.jp/> 滋賀県住宅協

定休日/火・水・祝

障害者就職面接会を開催します

湖東・湖北地域障害者就職面接会

平成26年1月20日(月) 場所:ホテルニューオウミ
午後1時から3時30分まで

湖南地域障害者就職面接会

平成26年1月29日(水) 場所:クサツエストピアホテル
午後1時から3時30分まで

雇用の情勢は、「一部に厳しさが見られるものの、緩やかに持ち直している」という状況ですが、障害者を取り巻く雇用環境は引き続き厳しい状況が続いています。

このため、障害のある方が一人でも多く就職できることを目的に、県と滋賀労働局・ハローワークで「障害者就職面接会」を共催いたします。

就職面接会には、多くの障害のある方々が参加されます。

事業主の皆様にとりましては、人材の確保や障害者雇用率の向上に向けた絶好の機会となりますので、積極的なご参加をお願い申し上げます。

お問い合わせ先	湖東・湖北地域	
	▶ハローワーク東近江 TEL 0748-22-1020	▶ハローワーク長 浜 TEL 0749-62-2030
	▶ハローワーク彦 根 TEL 0749-22-2500	
	湖 南 地 域	
	▶ハローワーク大 津 TEL 077-522-3773	▶ハローワーク草 津 TEL 077-562-3720
	▶ハローワーク高 島 TEL 0740-32-0047	▶ハローワーク甲 賀 TEL 0748-62-0651

自動音声ガイドに従い、部門コード「31 #」を押して下さい。

第12回 滋賀県障害者技能競技大会

障害のある方々が技能を競い合うことを通じて、職業能力の向上と企業や社会の障害者雇用への理解を深めることを目的とする技能の祭典で、「アビリンピック」の愛称で親しまれております。

皆様のご来場をお待ちしています。

平成26年1月19日(日) 9:30~16:00

入場無料

競技種目

電子機器組立 ワード・プロセッサ データベース
ホームページ 製品パッキング 縫製
パソコン操作 パソコンデータ入力 喫茶サービス
オフィスアシスタント 機械 CAD 木工



場所:ポリテクカレッジ滋賀
〒523-8510
近江八幡市古川町 1414

お問い合わせ先

滋賀高齢・障害者雇用支援センター
TEL: 077-526-8841 FAX: 077-526-8842

滋賀労働局雇用均等室からのお知らせ

平成25年度 均等・両立推進企業表彰 均等推進企業部門「滋賀労働局長優良賞」を
新江州株式会社 様 が受賞!!

厚生労働省では、「女性の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）」及び「仕事と育児・介護との両立を支援する取組」について、他の模範となるような企業を公募し、表彰しています。

滋賀労働局においては、平成25年度は新江州株式会社（長浜市・製造業・労働者数153名（うち女性51名））を均等推進企業部門の滋賀労働局長優良賞として表彰しました。

去る10月3日、滋賀労働局長室において、野田局長より新江州株式会社代表取締役社長 草野 勉様へ表彰状及び記念品の授与を行いました（右写真）。



▲表彰式の模様
 (右が新江州(株)草野代表取締役社長)

■新江州(株)における主な取組内容■

- 『女性の意識改革』を目的に「女性力活性化委員会」を設置。委員会でを行った社内アンケートで寄せられた要望に基づき、社内設備の改善や育児・介護休業制度の拡充を実施。また、社内に向けて男性育休等についても積極的に周知し、平成24年にはくるみん認定を受けた。
- 営業職への女性の積極的採用、管理職への女性登用、女性のキャリア意識を高める取組等を実施。



ポジティブ・アクション普及促進の「くるみん」マーク
 だめのシンボルマーク「きらら」

平成26年度も、ポジティブ・アクションや仕事と育児・介護との両立支援について、他の模範となる取り組みを推進している企業を募集します。ぜひご応募ください!!

お問い合わせ先：滋賀労働局雇用均等室（TEL：077-523-1190）

応募期間：平成26年1月1日～3月31日

滋賀労働局からのお知らせ

労働保険料等の納付は、便利な口座振替納付で!

労働保険料等（労働保険料及び一般拠出金）の口座振替納付とは、事業主の皆様が、労働保険料等の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料等を引き落とし、国庫へ振り替えることにより納付することができる大変便利な制度です。

口座振替納付の申込手続き

口座振替納付をご希望される方は、所定の用紙（口座振替依頼書）を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

平成26年度第1期・全期納付分から口座振替納付をご希望される方は、平成26年2月20日までに申込みをお願いします。

- 注1 口座振替納付は、全国の銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫、労働金庫、信用組合、商工組合中央金庫でご利用になれます。
 取扱金融機関や口座振替納付日等の詳細については、事前に厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 注2 口座振替納付の申込み手続きが完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができませんので、ご注意ください。

申込書（口座振替依頼書）

申込用紙は、厚生労働省ホームページにご用意しています。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

※ 申込用紙は、滋賀労働局労働保険徴収室にも備えております。

お問い合わせ先
 滋賀労働局労働保険徴収室
 ☎077-522-6520

厚生労働省委託事業

★パワーハラスメント対策取組支援セミナー 参加費無料！パワハラ対策ハンドブックを配布

パワーハラスメントは企業にとって大きなリスクです。
今すぐ、予防・解決に取り組みましょう。

<p>日時： 2014年1月31日（金） 14時～16時</p> <p>場所： ピアザ淡海207会議室</p> <p>主催： 公益財団法人21世紀職業財団</p> <p>後援： 滋賀県 滋賀県中小企業団体中央会 一般社団法人滋賀経済産業協会</p>	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パワーハラスメントとは？ ・パワーハラスメントの現状 ・パワーハラスメントを予防 ・解決するために ・パワーハラスメント対策への取組を進める視点
--	--

お申し込みは

あかるい職場応援団

検索

お問い合わせは

人財多様性経営を支援する



公益財団法人 **21世紀職業財団**

東京都文京区本郷 1-33-13 Tel.03-5844-1663

厚生労働省 委託事業 労働契約解説セミナー 2013

基礎セミナー／判例セミナー 滋賀会場（2014年1月22日）のご案内
「安心」して「働く」ためのルール～使用者と労働者の約束事＝「労働契約」とは～

厚生労働省 委託事業

労働契約 解説セミナー 2013

昨年度に引き続き、雇用する側（使用者）と雇用される側（労働者）をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを開催します。

労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義務などを中心とした基礎的事項を解説する「**基礎セミナー**」と、労働契約に関連する各種判例を紹介する「**判例セミナー**」の2種類のセミナーを開催します。※基礎セミナーの一部として平成24年8月に成立した

改正労働契約法を解説するパートを新たに設けますが、その他の部分は昨年度と同一内容です。

なお、セミナー終了後には、厚生労働省都道府県労働局職員が、個別労働相談に関する相談をお受けする機会も設ける予定です。※当日の状況により、時間に限りがありますので、ご了承下さい。

※ セミナーの詳細は、セミナー専用HPをご覧ください <http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/20130802.html>

※ 判例セミナーは2010年度労働契約解説セミナー受講者、2011～2013年度の基礎セミナー受講者を対象としています。今年度初めて参加される方で、判例セミナー受講を希望される場合は、基礎セミナーへの参加もおすすめします。

開催日時 2014年1月22日（水） 基礎セミナー 14：00～15：25（受付開始13：30）
判例セミナー 15：35～16：45（受付開始15：25）

会場 大津市京町2-5-10 大津神港ビル8F 東京海上日動火災保険（株）滋賀支店 AB 会議室
JR 大津駅より徒歩2分 ※駐車場のご用意はございません。

定員 各回50名 **参加費無料** ※先着順 定員に達し次第、締め切らせていただきます。ご参加いただける方にはFAXまたはEメールにて受講票をお送りします。

申し込み・詳細は

労働契約解説セミナー2013

検索

労働委員会
だより

労使間の紛争でお困りの労働組合の方や使用者の方、労働委員会の「あっせん」を御存じですか？

労働組合と使用者との間でもめ事が起きた場合、当事者間で自主的に解決するのが原則であり、望ましいのですが、どうしてもうまくまとまらない、または決裂してしまうことがあります。

そのようなときは、労働委員会に御相談ください。労働委員会では、こじれてしまった労使関係を元に戻して問題を解決するお手伝い、「あっせん」をしています。

あっせんとは？

話し合いによって円満に問題が解決できるよう、労働問題に関して経験豊かなあっせん員がお手伝いする制度です。あっせん員は、第三者の立場で労働組合と使用者の双方から個別にお話を聞きながら、双方が納得できる解決方法を探ります。

どんな時に利用できるの？

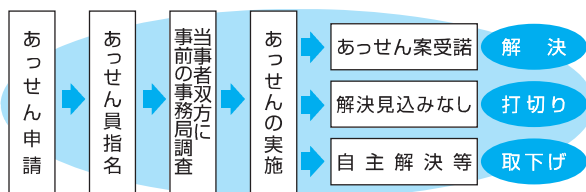
当事者間で交渉しても解決できなくなった労働問題に関する紛争があっせんの対象となり、例えば、次のような紛争が挙げられます。

- ・一時金支給根拠について、使用者に説明を求めているが具体的な説明がない
- ・組合員の解雇撤回を申し入れたが、決定済みとして全く取り合ってくれない
- ・事業縮小による配置転換について労使協議しているが行き詰っている

誰が利用できるの？

労働組合はもちろん、使用者からも申請できます。無料で利用できます。

あっせんの一般的な流れ



※あっせんの相手方があっせんに応じない場合は、打ち切りとなることがあります。

滋賀県労働委員会では、労働者個人と使用者との間に起こった労働問題に関する紛争のあっせんも行っています。制度の内容等、詳しくはお気軽にお問い合わせください。

あっせんの具体的な例

(実際に申請のあった事例をもとに、内容を変えています)

X組合に加入しているAさんは、Y社で4年前からパート勤務をしていましたが、持病悪化により最近休みがちとなりました。Aさんが仕事を休むときは欠勤扱いであったことから、X組合は、Aさんはパートであっても有給休暇が発生しているとして、有給休暇取得に関する団体交渉をY社に申し入れたところ、Y社は業務が忙しいとしてなかなか応じませんでした。このため、X組合は団体交渉の早期開催を求めてあっせん申請しました。

あっせんでは、あっせん員が労使双方から個別に話を聴きました。X組合からは、Y社はAさんに有給休暇日数について知らせておらず、休むと欠勤扱いで賃金が支払われないので、団体交渉で話し合いたかった、ただAさんは治療専念のため退職する意向を固めたので、退職条件を話し合いたいとの主張がありました。一方、Y社からは、急に病欠となったときは以前から欠勤扱いであり、Aさんから有給休暇取得の申請もなかった、団体交渉についてはどうすればよいのかわからなかったとの主張がありました。

あっせん員がY社に対し、使用者が正当な理由なく団体交渉を拒否すると労働組合法違反となる可能性があることや、有給休暇を取得しやすい職場とすることは使用者の務めであることなどについて説明したところ、Y社は団体交渉で問題解決したいとしたため、あっせん員が労使双方に対し団体交渉開催についてのあっせん案を提示したところ、双方とも受入れ、解決しました。

月例労働相談を開催します！

開催日：1～3月の第4金曜日、14:45～

開催場所：滋賀県労働委員会室

事前予約が必要ですので、下記へ御連絡ください

お問い合わせ先

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

TEL 077-528-4473

<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

テーマ

労働相談
Q & A

『業務上のミスによる
損害賠償責任について』



近年、従業員の過失による使用者への損害賠償をめぐる問題が、労働相談所に持ち込まれるケースが少なからず見られます。

従業員が会社の車両を運行中に事故を起こし他人に損害を与えた場合、雇用主である会社は責任を負います。被害者に損害賠償した会社は、従業員に対し民法715条第3項により求償権を得ます。では、会社は従業員に対しどの程度請求できるのでしょうか。

質問1

私は運送会社勤務時、トラックを運転中、不注意によりトラックを道路外に転落させトラックは全損、積み荷も全てダメになりました。会社はトラックの取得額全額と積み荷の損害額全額の合計350万円を支払えと主張。但し、保険から200万円は補填されています。私はいくら払う必要がありますか？

回答1

労働者が仕事上のミス等により使用者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うことがあります。その際、労働者が賠償すべき金額は、損害の公平な分担という見地から、信義則を根拠として減額されます。その減額の幅は、労働者が行った加害行為の態様、労働者の地位・職責・労働条件、加害行為の予防についての使用者の対応のあり方等の諸事情を考慮して判断されます。

保険から支払われた200万円については原則弁償する必要は無いものと考えますが、残りの150万円については、以上の事情を考慮して判断されることになります。

質問2

では、労働契約の中でその不履行について違約金を定めたり、損害賠償額を定めておいても問題ないのでしょうか？

回答2

違約金や損害賠償額を約定することは、債務不履行による実害額のいかんにかかわらず、予め定められた損害賠償額を支払うべき義務を労働者が負うことになり、労働者の弱みにつけ込んだ異常に高い損害賠償額が定められ、労働者の退職の自由が拘束され、労働者の足留策となるなどの弊害があるため、労働基準法第16条でこれを禁止しています。

質問3

では、労働者の責任制限の考え方の根本は何処にありますか？

回答3

使用者と労働者の経済力の差や、労働者の活動から利益を得る使用者はそこから生じるリスクも負担すべき（報償責任）との考え方を考慮し、労働者・使用者間で損害を公平に分担するという信義則を根拠としています。

滋賀県労働相談所

電話番号 077-511-1402

0120-967164 (フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ
利用可能です。)

開設時間 月曜日～金曜日（平日）10時～20時（12:30～13:30は除く）

月曜日～金曜日（祝日）17時～20時

土・日曜日 10時～16時（12:30～13:30は除く）

場 所 大津市打出浜 2-1 コラボしが 21 6階（面談相談は事前連絡が必要です）

毎月勤労統計調査地方調査（平成24年平均）結果概要

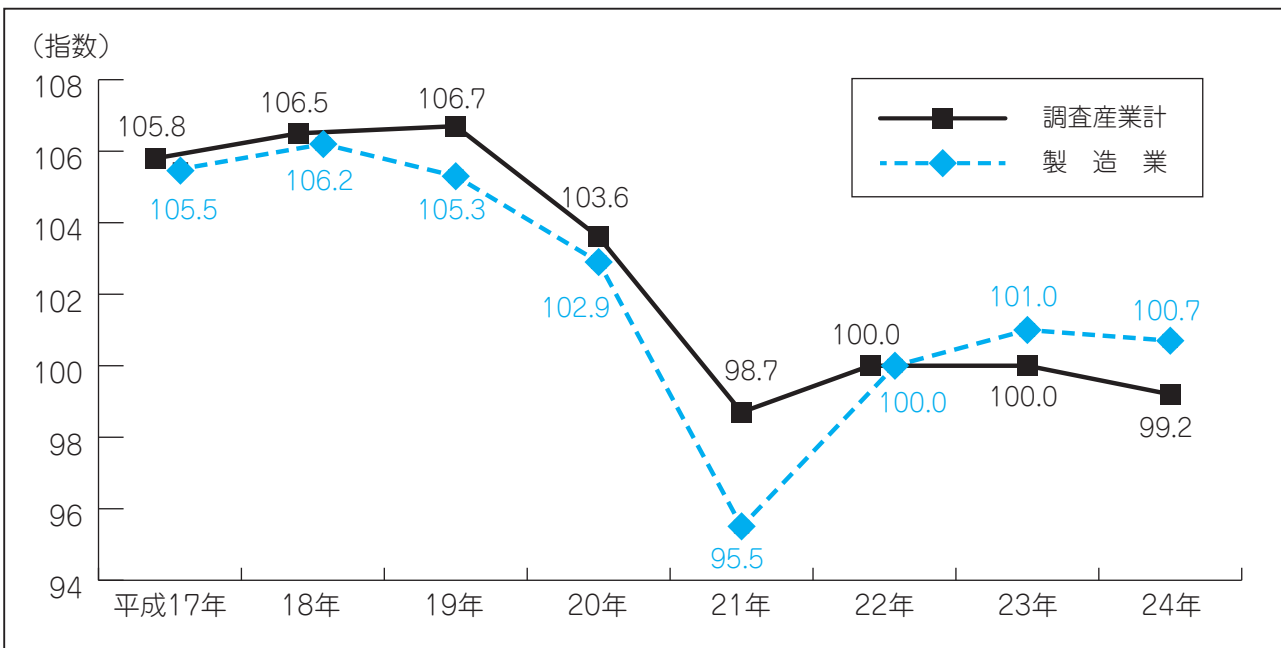
この調査は、労働者の賃金、労働時間、雇用について毎月の変化を明らかにすることを目的に、滋賀県総合政策部統計課において調査しています。

調査の対象は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務、一般公務を除く事業所です。

平成24年平均の結果について、その一部を掲載します。詳細については滋賀県統計課ホームページ (<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/toukei/>) をご覧ください。

1 名目賃金指数（きまって支給する給与）の月平均の年次推移

（平成22年平均=100）
（事業所規模30人以上）



2 産業別労働時間の動き（月平均）

（事業所規模30人以上）

産業	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	実数	対前年増減率		実数	対前年増減率		実数	対前年増減率	
		平成24年	平成23年		平成24年	平成23年		平成24年	平成23年
	時間	%	%	時間	%	%	時間	%	%
調査産業計	151.4	△ 1.5	1.1	138.4	△ 1.3	0.8	13.0	△ 5.2	5.4
建設業	X	X	12.9	X	X	17.9	X	X	△ 64.1
製造業	164.5	0.5	0.7	146.9	0.1	0.1	17.6	3.4	6.6
電気・ガス業	159.1	△ 0.3	2.2	144.3	1.6	2.2	14.8	△ 13.0	1.1
情報通信業	166.2	4.3	0.8	156.7	3.1	0.3	9.5	19.9	9.2
運輸業、郵便業	167.4	△ 7.4	2.7	140.4	△ 5.5	△ 0.3	27.0	△ 15.0	19.8
卸売業、小売業	125.5	0.6	0.3	121.1	1.2	0.0	4.4	△ 13.9	3.8
金融業、保険業	161.1	△ 0.4	3.8	144.6	0.2	2.3	16.5	△ 7.2	20.0
不動産・物品賃貸業	159.4	1.7	△ 3.4	149.4	3.6	△ 4.3	10.0	△ 18.1	5.1
学術研究等	156.2	△ 1.0	1.1	144.7	0.2	1.3	11.5	△ 13.5	△ 0.7
飲食サービス業等	102.2	△ 9.3	△ 1.2	96.0	△ 9.2	△ 0.4	6.2	△ 10.4	△ 15.9
生活関連サービス等	147.1	△ 0.9	3.3	142.4	△ 0.8	3.4	4.7	△ 0.7	2.1
教育、学習支援業	132.7	△ 6.7	1.9	127.0	△ 8.0	4.8	5.7	△ 5.1	△ 34.9
医療、福祉	140.7	△ 3.9	△ 0.1	135.0	△ 4.3	0.3	5.7	11.0	△ 5.8
複合サービス事業	X	X	△ 2.7	X	X	△ 2.2	X	X	△ 15.4
その他のサービス業	162.2	1.8	3.2	142.9	4.0	1.8	19.3	△ 7.0	6.2

家庭の教育に企業の力を!!

～子どもの育ちを支える取り組みの輪が広がっています!～

しがふあみ（滋賀県家庭教育協力企業協定制度）とは

滋賀県教育委員会では、未来を担う子どもたちを育てる大切な営みを、社会全体で支え合うため、企業および事業所と協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取り組みを推進しています。

1,249 事業所と
協定を締結しています!
(H 25.10.31 現在)



協定を結んだ企業には

- ポスターの掲示など、家庭教育についての従業員への啓発
- 中学生や高校生の職場体験の受け入れ、体験学習等の支援
- 参観日などに保護者が学校へ行きやすい職場づくり
- 子育てについて学ぶ機会となる学習講座の開催
などに取り組んでいただいております。

詳しくは

お問い合わせ先

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

電話 : 077-528-4654

FAX : 077-528-4962

Eメール : ma06@pref.shiga.lg.jp

あなたの企業・事業所も、
ぜひご加入ください!



企業の皆さん、^{おうみ}淡海子育て応援団に登録しませんか?

県では、社会全体で子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、**子育てを応援する企業や店舗を淡海子育て応援団として登録し、その取組内容を県HP等で紹介しています。**この「淡海子育て応援団」の趣旨に賛同し、参加していただける企業や店舗を募集しています。

応援団に登録するための条件: 子育て家庭が優遇される商品やサービスの開発・提供、子育て家庭が利用しやすい設備の整備や付加的サービスの提供、その他子育て支援に関する取組を実施していただけることが条件です。

(例: 飲食代・子ども服等の割引、プレゼント、キッズスペースやオムツ替えシートの設置等)

子育て支援サービスの対象者: 県内の18歳未満のお子さんや妊婦さんがいる家庭に県が淡海子育て応援カードを発行しており、このカードを保持している方にサービスを実施していただいています。また、関西2府6県(三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、鳥取県)および岐阜県と相互利用を実施しています。

応援団申込み方法: 淡海子育て応援団HPからパソコンでお申込みください。

http://omikosodate.jp/regist_corp.php

詳しくは下記までお問合せください。



お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部子ども・青少年局

MAIL : syoushika@pref.shiga.lg.jp

TEL : 077-528-3557

(土・日・祝・年末年始を除く)

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町 4-1-1

TEL : 077-528-3751 FAX : 077-528-4873

<http://www.pref.shiga.lg.jp/>

E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp